

船橋市役所本庁舎内売店の 出店者公募要項

令和7年1月

船橋市企画財政部

財産管理課

目 次

I	公募の内容	
1	公募の概要	2
2	売店の場所	2
3	出店の内容	2
4	使用の条件等	3
5	使用の制限等	3
6	設備の諸条件	4
II	貸付条件等	
1	貸付契約	4
2	契約の解除	4
3	貸付期間終了時の条件等	5
4	損害賠償	5
5	店舗設置工事	5
6	定期報告	5
7	実地調査等	5
8	仮店舗の開設	5
9	その他	6
III	応募の条件等	
1	応募者の資格要件	6
2	応募申し込み	7
IV	出店者の決定方法	
1	決定方法の手順	9
2	応募から契約等までの流れ	10
	書類関係	
	第1号様式 質問書	11
	第2号様式 入札参加申込書	12
	第3号様式 誓約書	13
	第4号様式 委任状	14
	第5号様式 入札書	15
	第6号様式 入札辞退届	16
	別添 設備諸条件一覧表	17
	売店位置図	18
	売店平面図	19
	市有財産賃貸借契約書	20
	市税納付確認書	23

船橋市役所本庁舎内売店の出店者公募要項

I 公募の内容

1 公募の概要

船橋市役所本庁舎の売店（以下「売店」という。）の出店者を公募（貸付料を競う、一般競争入札）により募集します。

2 売店の場所（貸付物件）

所 在 船橋市湊町2丁目10番25号 船橋市役所本庁舎
店舗面積 約101㎡（売店前の空間スペースも含まれます。）
場 所 地下1階（位置図・平面図は本要項18,19ページ参照）
用 途 売店（コンビニエンスストア形式を含む）

3 出店の内容

(1) 出店の方法及び根拠

地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付により出店するものとします。また、市と出店者の締結する契約は借地借家法第38条に規定する定期借家権契約とし契約期間満了に伴う契約の更新は行わず再度公募を行い、出店者を入札により決定します。

(2) 営業日・時間等

営業日は、市庁舎の開庁日とします。

（閉庁日：土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日～翌年1月3日）

午前8時00分～午後7時00分は最低限営業を行うものとします。なお、営業時間の延長は出店者と協議のうえ決定するものとします。

(3) 貸付契約期間

貸付契約期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とします。なお、この期間には開設に伴う工事、設備の設置、開店準備、閉店に伴う原状復旧の期間を含みます。

(4) 貸付料

ア 貸付料については、入札いただいた金額（年額）に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額とします。

なお、本市において最低価格（公表しません）を設定します。最低価格以下の入札は無効により失格とします。

イ 貸付料は、年度毎に市が発行する納入通知書により市が指定する期日までに各年度分を一括納付していただきます。

※ 貸付料の消費税及び地方消費税相当額については、毎年度4月1日の消費税率を適用するものとし、消費税法の改正に伴い消費税率が変更となった場合は、変更後の税率で計算した額とする。

(5) その他の費用

ア 売店の設計、整備、運営及び維持管理、修繕等に係る費用については、貸付料とは別に出店者の負担とします。

イ 売店で使用した光熱水費については出店者の負担とします。

ウ 電話については、出店者において通信業者と直接契約していただきますので、料金の徴収は

ありません。

エ 売店内の清掃、消毒、売店で発生した廃棄物の処理については、出店者の負担とします。

4 使用の条件等

(1) 販売・サービス品目

販売品目はコンビニエンスストアで扱う商品（弁当・パン・飲料品・日用品等）のほか、市の名産品の販売も行うものとします。

なお、アルコール類、成人向け図書等市役所の売店にふさわしくないものについては販売を禁止します。

また、市の業務で売店を利用する場合や来庁者へのサービスとして、下記項目は売店の運営上必須とします。（仮店舗においても必須となります。）

ア 市へ債権者登録を行い、切手、収入印紙の販売及び業務に必要な飲料等の販売を公費で購入ができるようにしてください。（見積り、納品、請求書を発行してください。また、銀行振込での支払いとなります。）

イ 粗大ごみ処理券の販売（現在、市と契約していない場合には、新たに契約が必要となります。）

ウ コイン式 FAX コピー等複合機を設置し、来庁者等の利用に供してください。

エ 上記以外にも、市から販売物等を依頼する場合があります。その際は、売店の運営に支障のない限り協力していただくこととなります。

(2) 商品価格の設定

販売品の売価は、標準販売価格（定価）の範囲内で出店者が任意に設定してください。

(3) 営業に伴う関係法令上の手続き

売店営業に伴い、関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、すべて出店者の負担において行い、申請・届出等の状況を市に報告してください。

(4) 商品の仕入れ管理方法

仕入れ商品については、安全性等信頼できる業者から仕入れることとし、販売商品の瑕疵については、出店者がすべて責任を負います。

また、商品の安全管理には十分配慮するとともに、取扱商品は適温管理を行い、鮮度・品質保持に努め、消費期限等を厳守してください。

(5) 従業員に対する勤務体制

従業員の配置については、業務が円滑に遂行されるよう留意し適正に人員を配置してください。

5 使用の制限等

(1) 店舗の制限

ア 出店者は、貸付物件を売店（コンビニエンスストアを含む）の営業以外の用途に供してはなりません。

イ 出店者は、貸付に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、又は営業の委託若しくは名義貸し等を行うことはできません。

ウ 出店者は、売店の営業を直接行うものとし、他の者にその処理を再委託してはいけません。ただし、出店者の責任の基にフランチャイズ契約に基づき第三者に運営を任せることができません。

エ 出店者は、貸付等対象物件の使用に当たり、建物等の形質を変改することはできません。ただし、あらかじめ市から書面による承認を受けたときは、この限りではありません。

オ 出店者は、必要に応じ貸付物件前の廊下の一部（売店平面図（本要項 19 ページ）、売店前の廊下の一部約 14 m²（横 12.2m×縦 1.14m）についても、借受することができますが、清涼飲料水等の自動販売機を設置することはできません。

(2) 出店者の義務

ア 出店者は、善良な管理者の注意をもって売店を使用してください。

イ 出店者には、売店を使用して行う事業に伴う一切の責任があります。

ウ 出店者は、市が売店の管理上必要な事項を出店者に通知した場合は、その事項を遵守しなければなりません。

エ 出店者は、売店の運営に当たっては、市の業務の迷惑とならないよう、十分に配慮しなければなりません。

(3) 防災上の配慮

ア ガス及び裸火は使用できません。

イ 出店にあたり関係する法令について、船橋市消防局と協議を行うものとします。

(4) 商品の搬入・廃棄物の搬出等

ア 商品の搬入及び廃棄物の搬出については、船橋市役所本庁舎第 2 駐車場（庁舎南側）を使用して行うことができます。（搬入できる時間帯は、午前 6 時 00 分から午後 7 時 00 分とし、地下 1 階南側通用口から搬入するものとします。）

イ 店舗内に、店舗で販売した商品・包装等から発生するすべての廃棄物の回収に必要な容量のごみ箱を出店者の負担で設置することとします。

(5) 店舗内の清掃等

毎日の清掃及び定期清掃（ワックスがけ）は出店者が行います。また、防鼠・防虫等の害虫駆除は出店者が業者に委託し行います。また、業務運営で発生する可燃ごみ及びビン、カン、ペットボトル等の資源ごみの処分は、市が行いますが処分にかかる費用は出店者が負担します。

上記内容については、出店予定者が決定後、協議し決定するものとします。

(6) 防犯対策

出店者は、売店の防犯対策を自ら行うこととします。

(7) その他

ア 店舗内はすべて禁煙とし、店舗内外の灰皿の設置も不可とします。

イ 貸付物件以外での張り紙、看板等の表示又は掲出については、市と協議し使用許可を受けた場所で行うものとします。

ウ 出店者は、キャッシュレス決済を適切に行うため、必要な通信機器の整備に努めることとします。

6 設備の諸条件

「設備諸条件一覧表」（本要項 17 ページ）を参照してください。

II 貸付条件等

1 貸付契約

落札した出店者は、市有財産賃貸借契約書（本要項 20 ページ）を締結するものとします。

2 契約の解除

次の各号に該当するときは、契約を解除することがあります。

- (1) 出店者が I 公募の内容、5 使用の制限等(1)店舗の制限に違反、あるいは(2)出店者の義務を果たさないとき
- (2) 契約期間中に自己都合により、契約を解除した場合には、貸付料とは別に貸付料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として市にお支払いいただきます。
- (3) 市が貸付対象物件を、公用又は公共用に供するため必要とするとき

3 貸付期間終了時の条件等

- (1) 出店者は、貸付期間が満了したとき、又は 2 の(1)(2)により貸付契約を解除された場合は、直ちに
出店者の負担で貸付等対象物件を原状に回復して返還しなければなりません。ただし、市が書
面により原状回復を免除した場合は、この限りではありません。
なお、原状回復の範囲は、市の許可を得て決めることができます。
- (2) (1)の場合、出店者は市に対し返還に伴って発生する費用及び立ち退き料等一切の請求をするこ
とができません。

4 損害賠償

- (1) 出店者は、貸付物件の使用にあたり市又は第三者に損害を与えたときは、すべて出店者の責任
でその損害を賠償しなければなりません。
- (2) 出店者は、その責めに帰する理由により、貸付物件の全部又は一部を滅失し、又は損傷したと
きは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する額を損害賠償として支払わなければなりません。
ただし、貸付物件を原状に回復した場合は、この限りではありません。

5 店舗設置工事

- (1) 出店者は、出店にあたり、事業計画に基づき、自らの責任と負担において、必要な設置工事を
行うこととします。
- (2) 設置工事については、開始前に市と設計及び施工の協議を行った上、市の許可を得るものと
します。市は工事終了後に履行確認を行います。この確認をもって工事が完了したものとします。
- (3) 出店者が設置した設備等については、出店者が自らの負担と責任において、維持管理を行うこ
ととします。
- (4) 店舗工事施工にあたっては、市の業務に支障のないよう配慮しなければなりません。

6 定期報告

出店者は、毎年度終了後、4 月末日までに収支実績を含む事業報告書を作成し、市に提出しな
ければなりません。なお、市はこの定期報告以外にも報告を求めることがあります。出店者はその
求めに応じなければなりません。

7 実地調査等

市は、貸付物件について随時に実地調査し、又は必要な報告を求め、その維持使用に関し指示す
ることができます。

8 仮店舗の開設

出店者は、今回の公募により店舗工事施工にあたる期間について、次の条件により仮店舗を出店
するものとします。

- (1) 使用場所 地下1階売店斜め前通路の一部約30㎡（横10m×縦3m）を最大使用面積として利用できます。（本要項18ページ参照）
なお、使用場所はオープンスペースのため、出店者は必要に応じパーテーション等により間仕切りを行うものとします。
- (2) 運営時間 午前8時00分～午後7時00分とします。
- (3) 営業期間 売店のオープンする日の前日まで
- (4) 提供するサービス・販売品目等 提供するサービス・販売品目等については、出店者の自由としますが、Iの4使用条件(1)のア～ウに掲げるサービス・販売品目等については必須とします。
- (5) 設備等 電気のみ 100V 15A

9 その他

- (1) 出店者は、建築、電気、機械及び防災等の各設備を常に良好で適切な状態に保たなければなりません。
- (2) 貸付条件については、本要項、貸付契約に定めるもののほか、市の関係条例又は規則等に定めるところによります。
- (3) 本庁舎電気設備定期点検（停電）実施の時は、協力するものとします。なお、停電時の商品管理については、出店者が行います。
- (4) 市役所本庁舎は災害発生時に災害対策拠点となることから、災害応急対策や災害復旧活動等に対し、協力、支援に努めることとします。

III 応募の条件等

1 応募者の資格要件

(1) 基本的要件

- ア 市の募集目的に賛同する売店運営に意欲ある者であること
- イ 良質な商品及び優良なサービスを提供できる資力、能力を有する者であること
- ウ 官公署の庁舎において、直近2年間に売店の運営実績がある者であること

(2) 資格制限

次のいずれかに該当する団体等は、応募することはできません。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- イ 法人税及び消費税（地方消費税を含む）を滞納している者
- ウ 市内に事務所、事業所等を有する者にあつては市税を滞納している者
- エ 船橋市暴力団排除条例（平成24年条例第18号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又は同条例第7条に規定する暴力団密接関係者に該当する者
- オ 千葉県暴力団排除条例（平成23年条例4号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者

なお、入札参加資格確認の際又は、契約後において、船橋市暴力団排除条例（平成24年条例第18号）の施行に伴い、申込者（契約者）が暴力団関係者でないことを船橋警察署又は、船橋東警察署を通じて千葉県警察本部に照会する場合がありますので、ご了承ください。

※ 個人での応募はできません。なお、法人ではない団体が応募する場合は、お問い合わせください。

(3) 入札保証金、契約保証金

今回の入札にかかる入札保証金及び契約保証金は、免除いたします。

ただし、落札業者と決定した者が、正当な理由なく期限までに本貸付契約を締結しない場合には、貸付期間分の貸付料に対して100分の5に相当する額を違約金として市へ支払うものとします。

2 応募申し込み

(1) 応募申込書等の配布期間及び配布場所（入札公告期間）

配布期間（入札公告期間）	配布方法
令和7年1月9日（木）から 令和7年1月24日（金）まで	市のホームページからダウンロードしてください。

(2) 参加登録申請

登録申請期間	登録申請の仕方など
令和7年1月30日（木）から 令和7年2月7日（金）まで	<p>本要項8ページ提出書類の1～9までの該当する書類を令和7年2月7日（金）までに<u>財産管理課に持参提出してください。</u></p> <p>登録申請後、書類審査をして、本市より「入札参加登録決定（否決）通知」を関係書類（入札書等）と共に送付いたします。</p>

(3) 質疑応答

質問期間	回答方法
令和7年1月21日（火）から 令和7年1月30日（木）午後1時まで 質問は、「第1号様式」を使用して、 E-mail で問い合わせください。 E-mail 送信後、電話にて財産管理課に到着確認してください。 E-mail : zaisankanri@city.funabashi.lg.jp TEL : 047-436-2172	市（財産管理課）のホームページにて回答いたします。 回答（予定） 令和7年2月4日（火）

(4) 入札書提出

提出期限	提出方法
令和7年2月14日（金）から 令和7年2月20日（木）まで	提出は郵送のみで、本市から送付した「 入札書 」及び「 返信用封筒 」を必ず使用して、 <u>特定記録郵便・簡易書留・一般書留（必須）</u> により、 <u>令和7年2月20日（木）必着</u> とします。

(5) 提出書類

NO	提出期限	提出書類
1	参加登録 申請時	入札参加申込書（第2号様式）
2		誓約書（第3号様式）
3		委任状（第4号様式）※支店長等に入札及び契約等に関する権限を委任する場合のみ必要
4		登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
5		印鑑登録証明書（発行日から3ヶ月以内の原本）
6		有価証券報告書又は決算書（直近のもの）
7		納税証明書（全ての国税で、納税証明書その3の3、市内に事務所・事業所等を有する法人は、本要項24ページの市税納付確認書も必要）
8		官公署における直近2年間の売店設置の実績に関する書類（書式は任意、A4で作成）
9		切手（140円分）を貼付した返信用封筒（角2） 郵便料の不足の無いよう願います。 *入札参加登録決定（否決）通知書等を送付します。
10	入札時提出	入札書（第5号様式） ※入札参加登録決定書と共に送付します。
11	落札後提出	事業計画書

注意

※1から9までの該当する書類を、令和7年1月30日（木）から令和7年2月7日（金）までに各一部を**財産管理課に持参提出**してください。

※委任状を提出した場合は、入札書（第5号様式）は応募者又は代理人が提出することになります。（その他の書類は代理人での提出はできません。）

※提出された1から9までの書類を審査して、入札参加登録をします。登録決定された事業者には「入札参加決定通知書」と共に、「入札書（第5号様式）」と「返信用封筒」を送付いたします。

※提出していただいた書類の訂正はできません。提出書類に漏れ、不備がある場合又は資格要件がない事業者は入札参加登録ができず、入札には参加できません。十分確認のうえ、提出してください。また、提出された書類はお返しすることができませんので、あらかじめご了承ください。

※入札書の提出は、**本市から送付する「入札書」と「返信用封筒」を必ず使用**してください。他のものを使用した場合は、失格といたします。

入札書の記載については、本要項15ページの記載例で確認ください。また、入札書を返送する際には、本市が送付した「返信用封筒」の裏面に**応募者名**を必ず記入して**特定記録郵便・簡易書留・一般書留のいずれかの方法**で郵送してください。

入札書及び返信用封筒に記載漏れがあった場合、また指定方法以外で郵送された場合は、失格といたします。**船橋郵便局留にて令和7年2月20日（木）必着**でお願いします。（その後に到着した分は、無効とします。）

IV 出店者の決定方法

1 決定方法の手順

出店者の決定の手順については次のとおりです。

(1) 入札書の開札

開 札 下記日時及び場所で応募いただいた「入札書」を開札します。

立ち合い 応募者の中から立会人 2 者をお願いいたします。

急きょ立ち会えなくなったときには、市で設置事業者の決定事務に関係のない職員を立ち会わせて行います。

傍 聴 傍聴は自由とします。

なお、定刻(午前10時)以降の入室はできません。

比 較 入札書を開札し、最低貸付料以上で最高金額を提示した者が設置事業者となります。ただし、同価格の応募者が 2 者以上ある場合は、直ちにくじ引きによって設置事業者を定めます。くじ引きは、市で設置事業者の決定事務に関係のない職員が行います。

そ の 他 入札書提出後には、書換、引換、撤回をすることができません。

入札書の比較日時 令和 7 年 2 月 26 日 (水) 午前 10 時

会場 船橋市役所本庁舎 706 会議室 (本庁舎 7 階)

(2) 入札結果の通知

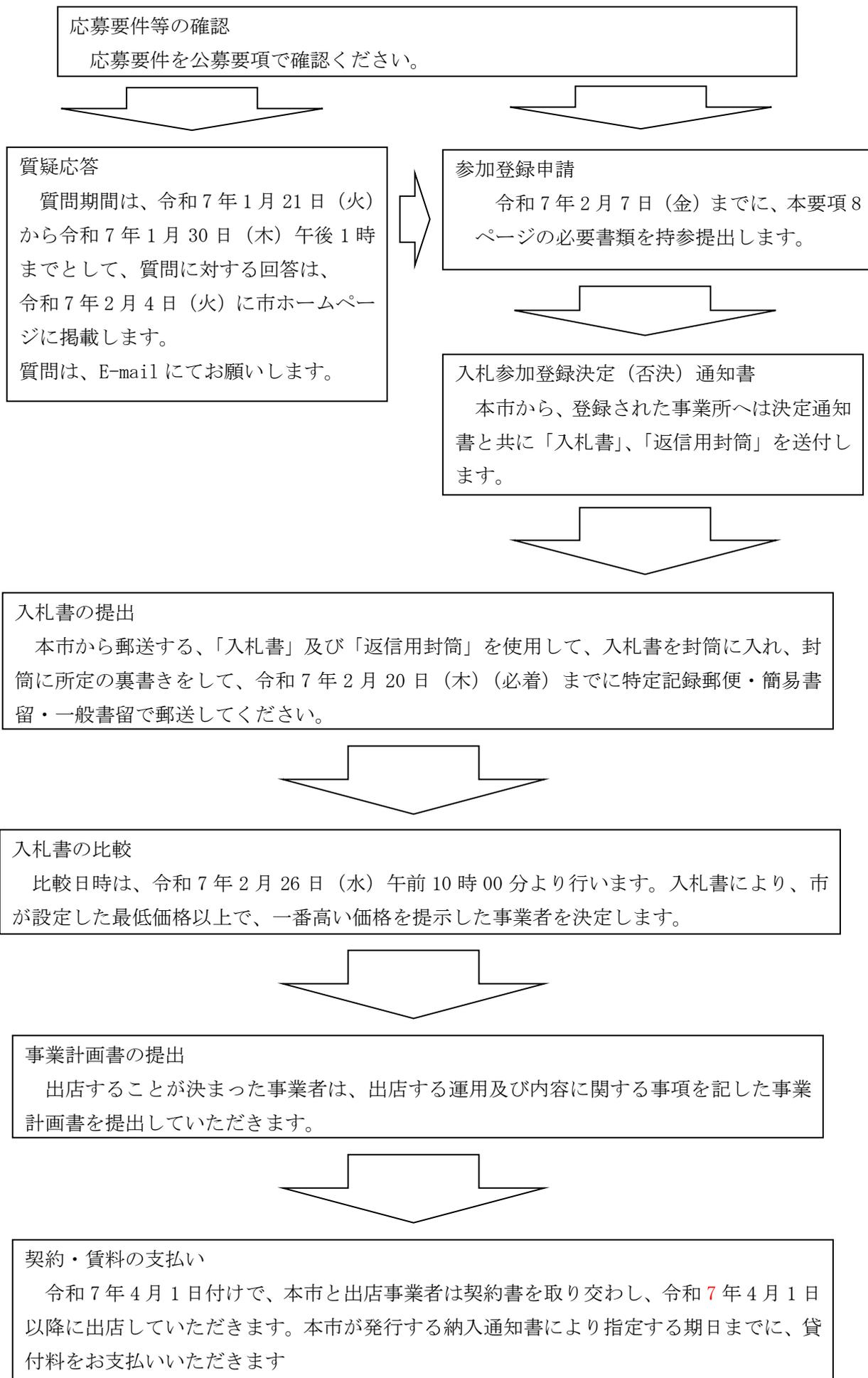
入札結果については、応募者に対し速やかに文書をもって通知するとともに、市のホームページに掲載します。

(3) 入札書の無効

次の各号に一に該当する入札書は無効とします。

- ① 参加資格のない者が提出した入札書
- ② 同一物件に対して、同一人が提出した 2 以上の入札書
- ③ 明らかに不正行為によって提出されたと認められる入札書
- ④ 価格金額の訂正された入札書
- ⑤ 記名押印（署名捺印）のない入札書
- ⑥ 金額その他記載事項が明らかでない入札書
- ⑦ 全ての事項が記載されていない入札書
- ⑧ 所定の記載事項以外の事項が記載された入札書
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、応募に関する条件に違反して提出した入札書

2 応募から契約等までの流れ



質 問 書

第1号様式

令和 年 月 日

船橋市長あて

船橋市役所本庁舎内売店の出店者公募要項の下記の件について質問します。

【質問箇所】

船橋市役所本庁舎内売店の出店者公募要項 _____ ページ

項 目 _____

【質問内容】

住 所 _____

氏名または名称

代表者職氏名 _____

<事務担当者>

所属部署

氏 名

電 話

FAX

E-mail

受付番号	
------	--

令和 年 月 日

船橋市長あて

「船橋市役所本庁舎内売店の出店者公募要項」の各条項を承知の上、応募を申込みいたします。

<応募者>

住所または所在地 _____

氏名または名称 _____

代表者氏名 _____ ㊞

印鑑登録している印

<事務担当者>

所 属 部 署 _____

氏 名 _____

電 話 _____ FAX _____

※ 入札参加登録が決定された事業者には、入札に使用する「入札書」と「返信用封筒」を書類審査後、送付いたします。他のものを使用することはできません。

同封する他の書類をご確認（チェック）ください。（※要項8ページを確認願います。）

- ①誓約書（第3号様式）
- ②委任状（第4号様式）※支店長等に委任する場合のみ必要
- ③登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
- ④印鑑登録証明書（発行日から3ヶ月以内の原本）
- ⑤有価証券報告書・決算書（法人）
- ⑥納税証明書（全ての国税で、納税証明書その3の3）

※市内に事務所・事業所等を有する法人は、要項23ページの市税納付確認書も必要

- ⑦官公署における直近2年間の売店設置の実績に関する書類（書式は任意、A4で作成）
- ⑧切手（140円分）を貼付した返信用封筒（角2）

※入札参加登録決定（否決）通知書送付用

誓 約 書

令和 年 月 日

船 橋 市 長 あて

住 所

氏名または名称

代表者職氏名 _____ 印

印鑑登録している印

件 名 船橋市役所本庁舎内売店の出店者に関する一般競争入札

- 1 上記の公募に対し、連合等により公募の公正を害するような不正行為をしていないことを誓約いたします。
- 2 船橋市暴力団排除条例（平成24年条例第18号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又は同条例第7条に規定する暴力団密接関係者に該当する者、及び千葉県暴力団排除条例（平成23年条例4号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者でないことを誓約します。
- 3 上記公募要項の、Ⅱ応募の条件等の1)応募者の資格要件の(1)基本的要件、及び(2)資格制限の内容をすべて満たしていることを誓約します。
- 4 前三項目の誓約に反することが明らかになった場合に、市のとる措置に従い、一切の異議を申し立てないことを併せて誓約いたします。

委任状

令和 年 月 日

船橋市長 あて

住 所

商号又は名称

代表者職氏名 _____ 印

印鑑登録している印

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。
この場合、次の印鑑を入札及び契約の締結等に使用するものとして届出ます。

住 所

受任者 商号又は名称

職 氏 名 _____ 印

記

委任事項

船橋市本庁舎売店出店に係る

- (1) 入札に関する一切の権限
- (2) 契約の締結及び契約の履行に関する一切の権限
- (3) 契約代金の支払いに関する一切の権限
- (4) その他前各号に付帯する一切の権限

※ この委任状を提出することで、入札及び契約については、応募者又は受任者の氏名及び印で行うこととなります。

入札書は記入例のみを掲載します。**入札書**は、入札参加登録がされた事業所に後日、送付いたします。記載漏れがある入札書は、無効となります。
入札書は、封筒裏面に、応募者名を記入してください。

第5号様式

入 札 書

令和7年 月 日

船 橋 市 長 あて

件 名 船橋市役所本庁舎内売店の出店者に関する一般競争入札

上記で応募する物件の1年間の貸付料の額を記入してください。

金 額 (年額)	十億		百万		千			円		
			¥	1	0	0	0	0	0	0

(消費税及び地方消費税を含まない金額)

船橋市役所本庁舎内売店の出店者公募要項の内容を承知の上、賃料を入札します。

出店料100万円(1年間の金額)を記載の場合、実際に支払う賃料は、消費税相当額を加え110万円となります。

住 所 船橋市〇〇〇1-2-3

氏名または名称 △△△△株式会社

代表者職氏名 代表取締役社長 船橋 太郎 **印**

(委任状を提出した場合のみ代理人氏名+印で可能)

印鑑登録している印

代表取締役等事業者の代表者で申し込む場合は、印鑑登録の印を、委任状を提出した場合は、応募者又は受任者の氏名と印鑑を押印ください。(例)△△△△株式会社 〇〇支店長 四角 太郎←委任状の代理人の氏名+印

入札辞退届

令和 年 月 日

船橋市長 へ

住 所

氏名または名称

代表者職氏名 _____ 印

印鑑登録している印

件 名 船橋市役所本庁舎内売店の出店者に関する一般競争入札

上記について、都合により入札を辞退します。

注意 この届は、入札執行前までに、必ず財産管理課に直接持参してください。

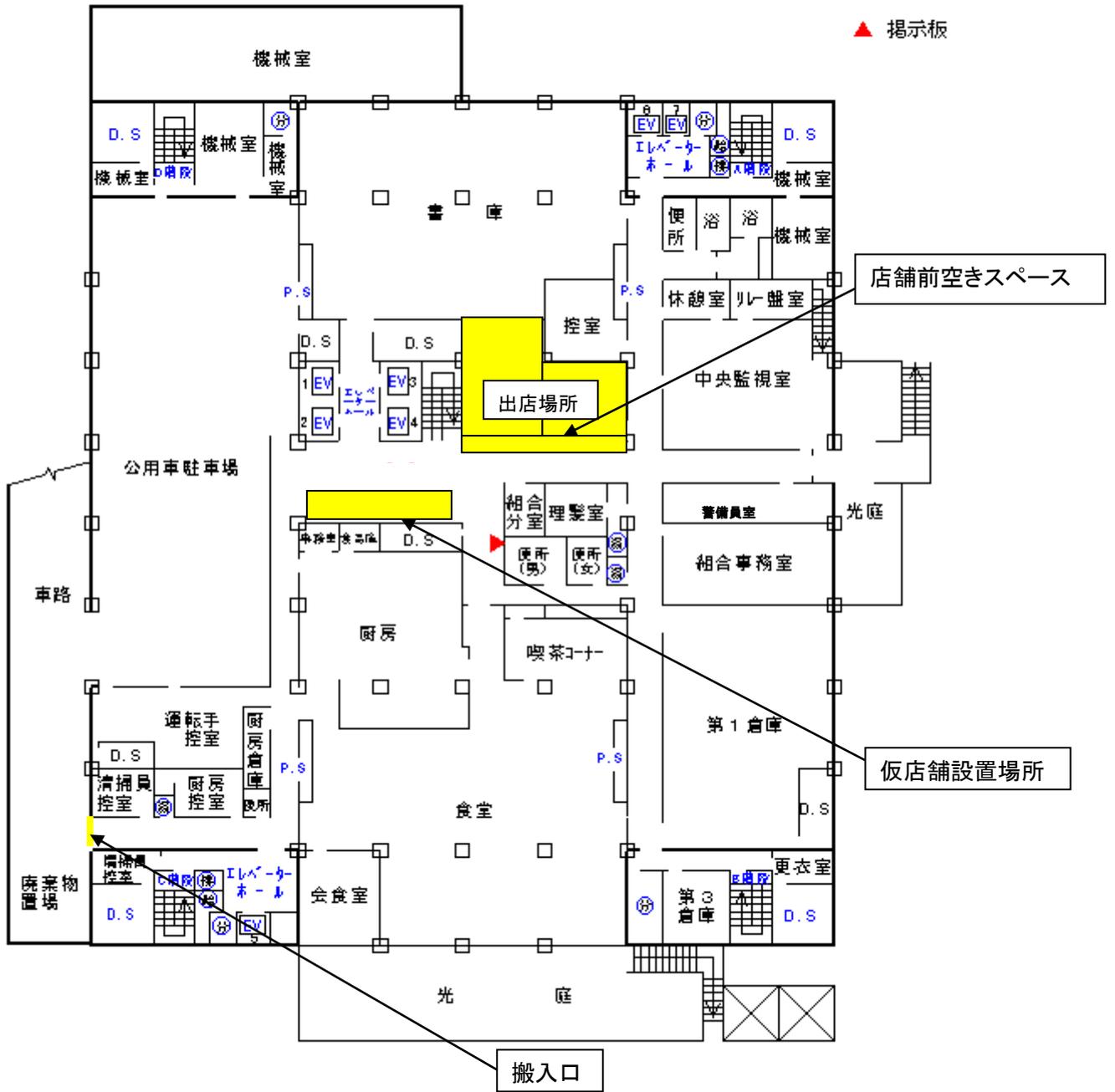
別添

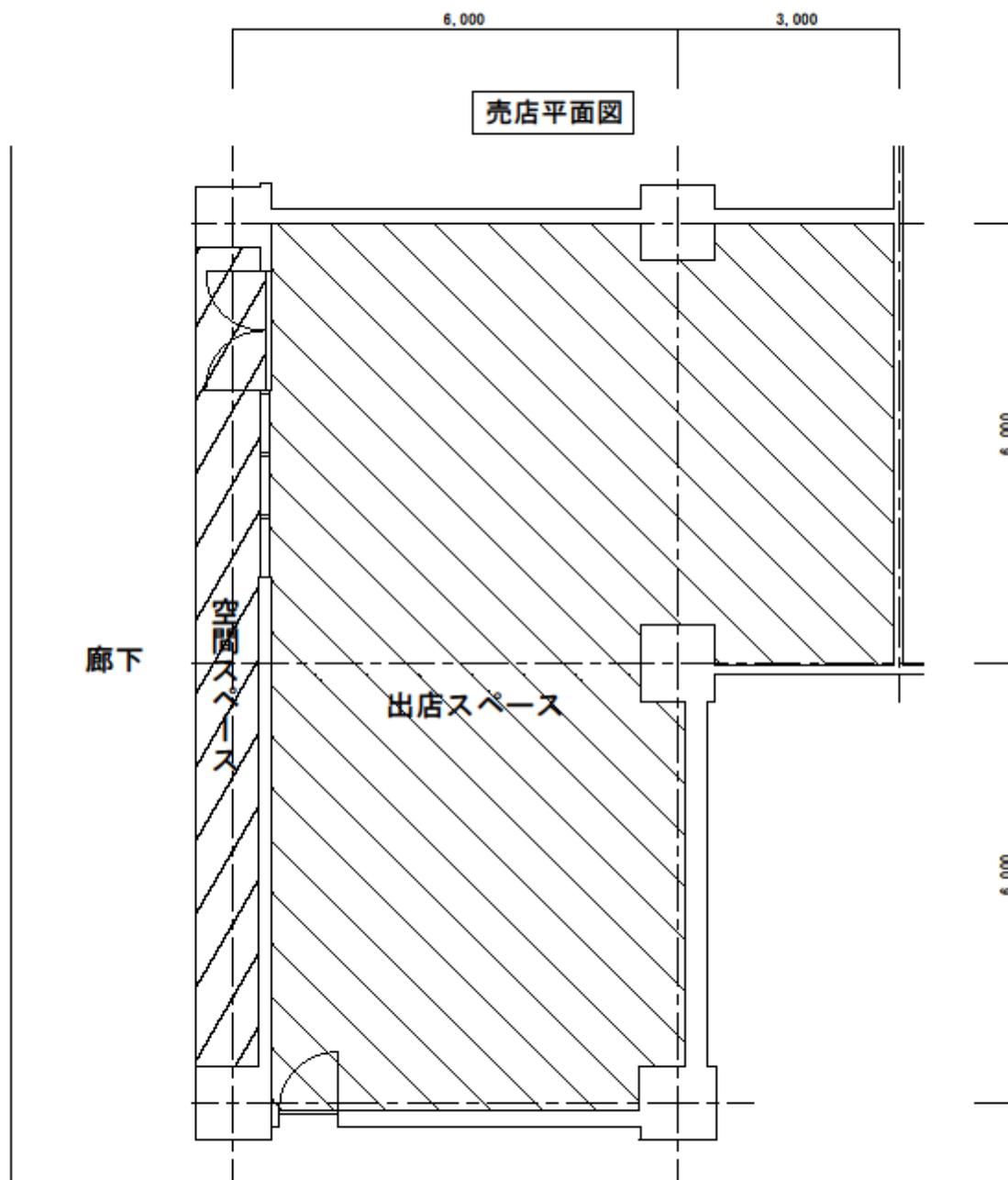
設備諸条件一覧表

項目		内容		備考
建物	既存仕上	床 壁 天井	長尺塩ビシート（一部ビニル床タイル） R C壁 なし	内装の変更は事業者負担とします。
	床荷重	積載荷重	300kg/m ² 以下	
電気	電源供給	電源	・単相 100A ・三相 150A	専用分電盤 B1L-6 ある程度の増設は可能ですが、市と協議のうえ、事業者負担とします。
		積算電力量計 幹線 コンセント 照明 非常照明 非常放送	有（専用分電盤 B1L-6 内） 地下1階 B1L より分岐可 ただし 150A ブレーカー 有 有 事業者負担 有	
		通信設備：無 光、ダイヤルイン共設置可能（事業者負担）		
機械	空調換気設備	出店者が自ら施設内の冷暖房及び空調管理に必要な設備を設置・管理することとします。（屋外機の設置場所、冷媒管貫通箇所は協議とします。）		手洗器の移設は事業者負担とします。
	衛生設備 （給水）	・水源 ・分岐可能箇所 ・給水管口径 ・メーター	千葉県水道局 B1F スラブ下 13mm	
	（排水）	・排水方法 ・接続可能箇所 ・排水管口径	自然流下方式（ただし B2 排水槽よりポンプアップ） B1F スラブ下 20mm	
	（ガス）	ガスは使用できません。		
	消火設備	自動火災報知機の移設、増設は事業者負担とします。		
その他	E V	全 7 基（ただし人貨用 1 基）		
	駐車場	商品搬入用駐車場は、第 2 駐車場（庁舎南側）を利用		
	喫煙	禁煙（庁外指定場所以外禁煙）		
	火気	裸火、ガスの使用は禁止 熱源は電気のみとします		
	既存設備の切り回し	既存施設が支障となる場合、市の許可を得た上で事業者負担の工事とします。		

<売店位置図>

地下1階平面図





※ 売店前の空間スペース（約 14㎡）は利用できますが
清涼飲料水の自動販売機や間仕切り等は設置できません。

市有財産賃貸借契約書

船橋市（賃貸者）を甲とし、（賃借者）を乙とし、甲乙間において、次の条項により、地方自治法第 238 条の 4 第 2 項に規定する行政財産の貸付、借地借家法第 38 条に規定する定期建物賃貸借による契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（賃貸借物件）

第 1 条 賃貸借物件は、次のとおりとする。

所 在：船橋市湊町 2 丁目 10 番 25 号 船橋市役所本庁舎

場 所：本庁舎地下 1 階

貸付面積：101 m²

（契約期間）

第 2 条 契約期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日とする。

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がない。

3 甲は、第 1 項に規定する期間の満了の 1 年前から 6 月前までの間（以下「通知期間」という。）に乙に対し、期間満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。

4 甲は、前項に規定する通知をしなければ、賃貸借の終了を乙に主張することができず、乙は、第 1 項に規定する期間の満了後においても、本物件を引き続き賃借することができる。ただし、甲が通知期間の経過後乙に対し期間満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日から 6 月を経過した日に賃貸借は終了する。

（使用の目的）

第 3 条 乙は、売店の営業のみを目的として本物件を使用しなければならない。

（賃料）

第 4 条 売店の賃貸借に伴う賃料は、年額 円に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

2 乙は、賃料を年度ごとに甲が指定する期日までに一括前納するものとする。

3 第 1 項の賃料の消費税及び地方消費税相当額は、毎年度 4 月 1 日の消費税率を適用するものとし、消費税法の改正に伴い消費税率が変更となった場合は、変更後の税率で計算した額とする。

（遅延損害金）

第 5 条 乙は、第 4 条第 2 項にて指定した期日までに賃料を納付しないときは、当該納入期限日の翌日から遅延日数に応じ、当該金額に民法第 404 条に規定する利率の割合で計算した金額（100 円未満の端数があるとき、又はその金額が 100 円未満であるときには、その端数金額又はその金額を徴収しない。）を遅延損害金として、甲の発行する納付書により、甲に納入しなければならない。

2 前項に規定する率は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

（その他の費用）

第 6 条 売店の設計、整備、運営及び維持管理、修繕等にかかる費用は、乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第 7 条 甲は本物件を現状有姿の状態で貸し付けるものとし、乙は、本契約締結後、本物件が種類、品質、又は数量に関して契約の内容に適合しないものであることが判明した場合でも、甲に対し

履行の追完の請求、賃料の減額、免除若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(転貸の禁止等)

第8条 乙は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 本物件を転貸し、又は本物件の賃借権を譲渡しないこと。
- (2) この契約に基づく事業は、乙自らが行うものとし、他の者にその処理を再委託しないこと。ただし、乙のフランチャイズ契約に基づき甲の承認を受けた場合は、この限りではない。
- (3) 本物件の形状及び建物の形状を変改しないこと。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(賃借人の義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、第3条の使用の目的に関わる総ての事項について責を負うものとし、甲は、一切の責めを負わないものとする。
- 3 甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合、乙はその事項を遵守しなければならない。
- 4 乙は、本物件の使用にあたっては、近隣と調和のとれた利用を行うとともに、近隣住民の迷惑とならないよう、十分に配慮しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第10条 乙は、本物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

(調査協力義務)

第11条 甲は、本物件について、随時、その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、乙は、これに協力しなければならない。

(第三者に損害を及ぼした場合の措置)

第12条 乙は、本物件の管理運営することにより第三者に損害を及ぼす恐れがある場合は、乙の責任において損害の発生を防止し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙の負担において賠償しなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が第8条の規定に違反したときは、催告をしないで、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が第9条各項に規定する義務を果たさない場合において、催告したにもかかわらず、なお催告に従わないときは、この契約を解除することができる。
- 3 甲は、賃貸借期間満了前であっても、本物件を公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、この契約を解除することができる。この場合において、契約の解除に伴う本物件の原状回復については、甲乙協議の上定めるものとする。
- 4 乙は契約期間中に自己都合により、契約を解除した場合には、貸付料とは別に貸付料の10分の1に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。
- 5 乙は、第1項又は第2項の規定により契約解除された場合に甲に損害を与えたとき、又は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、甲は既納の賃料を乙に返還しない。

(原状回復)

第14条 乙は、前条第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合若しくは賃貸借期間が満了した場合においては、自己の負担で、直ちに、本物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が書面により原状回復を免除した場合は、この限りでない。

2 甲は、乙が前項に定める原状回復を行わない場合には、乙に代って、この物件を原状回復することができる。この場合において、乙は、甲による原状回復について、異議を申し立てることができず、また、甲が原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(立退料等)

第 15 条 乙は、前条第 1 項の規定に基づき、本物件を甲に返還する場合において、返還に伴って発生する費用及び立退き料等一切を甲に請求してはならない。

(損害金)

第 16 条 乙が本物件の返還を遅延した場合は、乙は甲に対して、契約を解除されたときには解除の日の翌日から、賃貸借期間が満了したときにおいては満了した日の翌日から、返還完了の日までの日数に応じ、1 日当たりの賃料相当額に当該日数を乗じて得た額の倍額に相当する損害額を支払わなければならない。

2 前項の 1 日当たりの賃料相当額は、第 4 条第 1 項及び第 3 項に規定する賃料の額を 365 で除して得た金額 (1 円未満の端数は切り捨て) とする。

(契約の費用)

第 17 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(遵守事項)

第 18 条 乙は、この契約に定めるもののほか甲発行の「船橋市役所本庁舎内売店の出店者公募要項」を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第 19 条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第 20 条 この契約の各条項について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙とは、本書を 2 通作成し、それぞれに記名押印の上、その 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 船橋市湊町 2 丁目 1 0 番 2 5 号
船橋市
船橋市長 松 戸 徹

乙

サービス所管課
チェック欄

本人確認済

(様式1) 市税納付確認書

船橋市長あて

提出日： 年 月 日

市税納付確認書

以下の同意欄にチェックしてください。

市税納付確認
同意記入欄

私に関する船橋市税の納付状況について、担当市職員が確認することに

同意します 同意しません

同意する場合、以下の申請者欄をご記入の上、《財産管理課》に提出してください。

同意しない場合、以下の申請者欄をご記入の上、税務課にこの書類を持参し、市税の滞納がないことの確認印を受け、《財産管理課》に提出してください。なお、税務課に確認印を受ける際は、①本人確認書類②3週間以内に市税を納付した場合は、その領収書をご持参ください。確認にお時間を要する場合がありますので予めご承知おきください。

※代理人が来庁する場合は、申請者欄・委任欄ともに記入してください（個人の場合は自署）。

※申請者が法人で代理人が来庁する場合は、委任欄を記入してください。

申請者欄	申請者	住所	
		氏名・名称（カナ）	
		氏名・名称	(印)
		法人番号（法人のみ） 生年月日（個人のみ）	
委任欄	代理人 （窓口に来られる方）	住所	
		氏名	
	上記の者を代理人と定め、 市税納付確認に関する事項 について委任します。	委任者（申 請者）氏名	
使用目的	船橋市（本庁舎内売店出店入札参加登録）申請に伴う納税確認のため 提出先部署名：（企画財政部財産管理課）		

（市記入欄）※以下には記載しないでください。

住民（法人）コード									
税目、本人確認書類チェック欄						税務課確認欄			
船橋市税全税目						滞納なし （日付入確認印）			
						本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
年度・税目指定欄				（確認日記入）					

※本確認書を船橋市の行政サービス申請以外に利用することはできません。

